

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 電波法の目的又は用語の定義として、電波法（第1条及び第2条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法は、電波の合理的な利用を確保することによって、社会の発展に寄与することを目的とする。
- 2 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 3 「無線局」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための通信設備をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 「無線従事者」とは、無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A-2 無線局の免許状に記載する事項に該当しないものはどれか。電波法（第14条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
- 2 免許人の住所
- 3 通信の相手方
- 4 運用許容時間

A-3 無線局の免許人は、その無線局の無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項を除く。）をしようとするときは、どのようにしなければならないか。電波法（第17条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 あらかじめ総務大臣に届け出る。
- 2 あらかじめ総務大臣の指示を受ける。
- 3 あらかじめ総務大臣の許可を受ける。
- 4 無線設備の変更の工事後、遅滞なく総務大臣に届け出る。

A-4 次の記述は、無線局の免許状の訂正について述べたものである。無線局免許手続規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、電波法第21条の免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に対し、 **A** を付して、その旨を **B** するものとする。
- ② ①の **B** があつた場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
- ③ 免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を **C**。

	A	B	C
1	事由及び訂正すべき箇所	申請	返さなければならない
2	事由及び訂正すべき箇所	申告	廃棄しなければならない
3	事由	申請	廃棄しなければならない
4	事由	申告	返さなければならない

A-5 次の記述は、「周波数の許容偏差」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の **A** 周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の **B** 周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、 **C** で表す。

	A	B	C
1	基準	占有	百万分率又はヘルツ
2	基準	特性	百万分率
3	割当	占有	百万分率
4	割当	特性	百万分率又はヘルツ

A-6 電波の型式の表示に関する記述として、その内容が誤っているものはどれか。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「A1A」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって両側波帯、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないものであり、かつ、伝送情報の型式が電信であって聴覚受信を目的とするものの電波の型式を表示する。
- 2 「C3F」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって独立側波帯、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのものであり、かつ、伝送情報の型式がファクシミリの電波の型式を表示する。
- 3 「F3E」は、主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのものであり、かつ、伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）の電波の型式を表示する。
- 4 「J3E」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのものであり、かつ、伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）の電波の型式を表示する。

A-7 次の記述は、送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子について述べたものである。無線設備規則（第16条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、次の条件に適合するものでなければならない。

- (1) 発振周波数が A の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものであること。
- (2) 恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の B その温度変化の許容値を正確に維持するものであること。

	A	B
1	当該送信装置	温度係数にかかわらず
2	当該送信装置	温度係数に応じて
3	試験用	温度係数に応じて
4	試験用	温度係数にかかわらず

A-8 次の記述は、変調について述べたものである。無線設備規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信装置は、 A によって搬送波を変調する場合には、変調波の B において C パーセントを超えない範囲に維持されるものでなければならない。

	A	B	C
1	音声その他の周波数	^{せん} 尖頭値	±100
2	音声その他の周波数	平均値	±85
3	音声	平均値	±100
4	音声	^{せん} 尖頭値	±85

A-9 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞^{おそれ}がある場合において、 A を利用することができないか又はこれを利用することが B であるときに人命の救助、 C、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

	A	B	C
1	電気通信業務の通信	著しく困難	財貨の保全
2	電気通信業務の通信	非能率的	災害の救援
3	有線通信	非能率的	財貨の保全
4	有線通信	著しく困難	災害の救援

A-10 次の記述は、無線局の無線電話通信における電波の発射前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第18条及び第19条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、 A に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、他の通信に混信を与える虞^{おそれ}があるときは、 B 呼出しをしてはならない。

A	B
1 送信機を通常の動作状態	その通信が終了した後でなければ
2 送信機を通常の動作状態	少なくとも3分間の間隔をおかなければ
3 受信機を最良の感度	その通信が終了した後でなければ
4 受信機を最良の感度	少なくとも3分間の間隔をおかなければ

A-11 アマチュア局が無線電話通信において、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときにとるべき措置はどれか。無線局運用規則（第18条及び第26条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 2 その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- 3 試験電波を発射して相手局に再度の呼出しを喚起しなければならない。
- 4 他の無線局が応答しない場合は、直ちに応答しなければならない。

A-12 次の記述は、モールス無線通信における誤送の訂正について述べたものである。無線局運用規則（第31条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 送信中において誤った送信をしたことを知ったときは、次に掲げる略符号を前置して、 A から更に送信しなければならない。
- (1) 手送による和文の送信の場合は、ラタ
- (2) 自動機（自動的にモールス符号を送信又は受信するものをいう。）による送信及び手送による欧文の送信の場合は、 B

A	B
1 正しく送信した適當の語字	R P T
2 正しく送信した適當の語字	<u>HH</u>
3 誤った語字	R P T
4 誤った語字	<u>HH</u>

A-13 次の記述は、モールス無線通信における通信の終了について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条及び第38条並びに別表第1号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号を下の1から4までのうちから一つ選べ。

通信が終了したときは、「」を送信するものとする。ただし、海上移動業務以外の業務においては、これを省略することができる。

- 1 . - . - .
- 2 - . -
- 3 - . . . -
- 4 . . . - . - .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 「そちらの信号には、フェージングがあります。」を示すQ符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 - . - - . . . - . . .
- 2 - . - - . - . - . .
- 3 - - . - . . . - . . .
- 4 - - . - . - . . - . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合する組合せはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

字句	モールス符号
1 DENMARK	— — . — — . — . . . — . . —
2 ITALY	. . — . — — — . —
3 NORWAY	— . — — — . — . . — — . — — — . —
4 SPAIN — — — . — . . . — .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 936GZJFU を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

1 — — — — . . . — — — — — — . — — — . — — . . . — . . . —
2 — . . . — — — — — — — . — — . . — —
3	— — — — . — — — . . . — — — — . — — — — — — . — — —
4	— — — — — — — — — . — — . . . — — — . . . — . . . —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 次の記述は、総務大臣がその職員をアマチュア無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類を検査させることができる場合について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局の発射する が総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して 電波の発射の停止を命じたとき。
- ② ①の命令を受けた無線局からその発射する が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。
- ③ の施行を確保するため特に必要があるとき。

A	B	C
1 電波の型式及び周波数	3箇月以内の期間を定めて	電波法
2 電波の型式及び周波数	臨時に	電波法又は電気通信事業法
3 電波の質	3箇月以内の期間を定めて	電波法又は電気通信事業法
4 電波の質	臨時に	電波法

A-18 無線従事者がその免許を取り消されることがある場合に該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 日本の国籍を失ったとき。
- 2 不正な手段によりその免許を受けたとき。
- 3 5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。
- 4 刑法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。

A-19 次の記述は、受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 総務大臣は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について①の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を させることができる。

A	B
1 電波天文業務の用に供する受信設備	撤去
2 電波天文業務の用に供する受信設備	検査
3 他の無線設備	撤去
4 他の無線設備	検査

A-20 次の記述は、重要無線通信を妨害した者に対する罰則について述べたものである。電波法（第108条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① A 又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、 B 若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、 C 又は250万円以下の罰金に処する。
- ② ①の未遂罪は、罰する。

A	B	C
1 電気通信業務	電気事業に係る電気の供給の業務	5年以下の懲役
2 電気通信業務	ガス事業に係るガスの供給の業務	10年以下の懲役
3 固定業務	ガス事業に係るガスの供給の業務	5年以下の懲役
4 固定業務	電気事業に係る電気の供給の業務	10年以下の懲役

A-21 無線通信規則（第5条）に規定する周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯はどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 27.5MHz～28MHz
- 2 28MHz～29.7MHz
- 3 29.7MHz～30MHz
- 4 30MHz～37.5MHz

A-22 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信局は、 A ため B 電力で輻射する。

A	B
1 混信を避ける	必要かつ十分な
2 混信を避ける	必要な最小限の
3 業務を満足に行う	必要な最小限の
4 業務を満足に行う	必要かつ十分な

A-23 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、どのようにしなければならないか。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 違反した局に連絡する。
- 2 国際電気通信連合に報告する。
- 3 違反を認めた局の属する国の主管庁に報告する。
- 4 違反した局の属する国の主管庁及び国際電気通信連合に報告する。

A-24 局の識別に関する記述として、無線通信規則（第19条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。
- 2 識別信号は、手動による速度で伝送する国際モールス符号の形式をとらなければならない。
- 3 アマチュア業務においては、すべての伝送は、実行可能な場合には、識別信号を伴うものとする。
- 4 異なる国のアマチュア局相互間の伝送においては、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は、局の識別を可能とするため暗号化されたものであってはならない。

B-1 送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件として、無線設備規則（第20条）に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 空中線の近傍にある物体による影響をなるべく受けないものであること。
- イ 通達距離を必要最小限度にとどめるものであること。
- ウ 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- エ 満足な指向特性が得られること。
- オ 整合が十分であること。

B-2 次の記述は、予備免許中の変更について述べたものである。電波法（第8条及び第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、予備免許を受けた者から ア があつた場合において、相当と認めるときは、 イ を ウ することができる。
② 総務大臣は、予備免許を受けた者が エ 、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 オ と認めるときは、その指定を変更することができる。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 申請 | 2 届出 |
| 3 免許の有効期間 | 4 工事落成の期限 |
| 5 短縮 | 6 延長 |
| 7 識別信号 | 8 通信の相手方、通信事項 |
| 9 電波の規整その他公益上必要がある | 10 混信の除去その他特に必要がある |

B-3 アマチュア局がその免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができる通信として、電波法施行規則（第37条）に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 人命の救助に関し急を要する通信（他の電気通信系統によっては、当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。）
イ 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のために行う通信
ウ 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
エ 電気通信業務の通信
オ 漁業通信

B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア ALFA	·- ·-· ··-· ·-
イ BRAVO	-··· ·-· -· ···- ----
ウ CHARLIE	-·-· ···· ·- ·-· ·-·· ·· ·
エ DELTA	-·· · ·-· - ·-
オ ECHO	· -·-· ···· ----

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 次の記述は、アマチュア無線局の免許の取消しについて述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、免許人が次の(1)から(6)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き ア 以上休止したとき。
(2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
(3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は イ の許可を受けたとき。
(4) 不正な手段により識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
(5) ウ の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。
(6) 免許人が エ に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から オ を経過しない者に該当するに至ったとき。

- | | |
|------------|----------------|
| 1 1年 | 2 6箇月 |
| 3 工事設計の変更 | 4 無線設備の変更の工事 |
| 5 電波の発射 | 6 無線局の運用 |
| 7 電波法又は放送法 | 8 電波法又は電気通信事業法 |
| 9 2年 | 10 3年 |

B-6 局の技術特性に関する記述として、無線通信規則（第3条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 周波数許容偏差及び不要発射レベルを技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持するよう努力するものとする。
イ すべての局において使用する装置は、スペクトルの効率的な使用に適する周波数帯幅拡張技術が使用されなければならない。
ウ 局において使用する装置は、無線通信規則で定める型式及び名称のものを使用しなければならない。
エ 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。
オ 受信局は、関係の発射の種別に適した技術特性を有する装置を使用するものとする。